

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人まほろばの里沖美（以下「法人」という）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、この法人の評議員、理事及び監事の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であり、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務執行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む）及び手数料等の経費であり、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対して支給する報酬等は、評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会、研修会、行政庁監査立会等（以下「会議等」という）、職務執行の対価として報酬を支給する。

- 2 監事には、前項のほか、監査に係る職務執行の対価として報酬を支給する。
- 3 監事が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬等は支給しないものとする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、役員で職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 評議員に対しては、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給する。

- 2 理事長の報酬は月額40万円以内とする。
※理事長については、勤務形態は非常勤であるが、職務執行状況等より判断し、常勤に準ずるものであり、法人の経営内容、世間水準、職員給与等とのバランス及び責任の度合い等考慮し決定する。但し、賞与、退職慰労金については支給しない。
※世間水準…国税庁長官官房企画課「民間給与実態統計調査」による。
- 3 理事長を除く全理事の報酬総額は年間40万円以内とする。
- 4 全監事の報酬総額は年間30万円以内とする。
- 5 役員等の報酬の額は、別表1に定めるとおりとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 理事長の報酬は、法令の定めによる金額を控除し、本人の指定する本人名義の金融機関に毎月27日に振込支給する。（但し、当該日が金融機関休業日の場合は前営業日とする）

- 2 役員等（理事長除く）の報酬は、職務執行の当日、現金により本人に支給する。

(費用)

第6条 役員等の費用は、別表2に定めるとおりとする。但し、理事長及び理事で職員としての立場を有する者に対しては、会議等への出席に係る費用は支払わない。

(出張旅費)

第7条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給する。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費は、実費を支給する。

4 旅費等は原則として、出張終了後に支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

付 則

この規程は、平成29年6月23日より施行する。